

2021 年 5 月 10 日

インドのカースト制度を考える

佐川雄一

始めに：

インドに駐在した経験がありますので、インド特有の生得的かつ世襲的な身分制度：「カースト制度」がどんなものなのかわかる範囲でまとめてみました。

1. カースト制度について：

日本人が抱くインドのカースト制度は、「分離と差別に基づいた前近代的な身分制度」といったマイナス・イメージが大勢を占めていると思います。ところがインドの大都市（ニューデリー）に5年余（1992 - 98年）駐在した私は、カーストによる差別を認識・体験することはほとんどありませんでした。しかし、カースト制度がインド社会に根深く組み込まれてきた歴史的背景を体験したことがあります。首相府（インドの首相が執務する）を訪ねたとき、待合室の天井に人体図が描かれていたので関心を持って眺めると、頭部にバラモン（婆羅門- 司祭・学者）、身体部分がクシャトリア（王侯、戦士）と ヴァイシヤ（商人・平民）、下肢部分がシュードラ（上記三階級に奉仕する隷属民・農民・職人）を表していることがわかりました。しかし、首相府に描かれた人体図の狙いは、カースト制度の歴史的事実を再認識させるとともに、独立後のインドではカーストを理由にした「差別行為」は禁止されている現実を訪問者に伝える意図があったものと解釈します。

カーストには、4つの階級（バラモン、クシャトリア、ヴァイシヤ、シュードラ）の枠外（アウト・カースト）にもう一つのグループがあります。1947年インドが独立するまではアンタッチアブル・不可触民と呼ばれた階層です。1950年1月批准された憲法でアンタッチアブル・不可触民の呼称は差別的用語として禁止され、現在は指定カースト（Scheduled Caste）・指定部族（Scheduled Tribe）と呼ばれています。

2. カースト制度が生まれた背景：

次に、インドでカースト制度が生まれた背景についてです。紀元前13世紀頃、バラモン教（ヒンドウ教）の枠組みがつくられ、その過程でバラモン、クシャトリア、ヴァイシヤ、シュードラの4つ階級から構成される身分制度の原型が整備されました。各カーストにはジャーティと呼ばれる様々な組織（職能集団、同業者の集団、商家の同族集団、隣組組織、宗派組織など）が混在していました。広大な国土、多様な人種・言語・

伝統・慣習を抱えるインドですから、単純に身分を共通用語で規定するのは不可能です。そのため身分制度が整備されたといっても地域色が強く制度的には曖昧さが残っていました。このようなカースト制度を堅固にしたのは皮肉なことに外国勢力でした。アレクサンダー大王（BC356 - 323）のインド亜大陸侵略です。アレクサンダー大王の軍隊が占領地で疫病に罹るケースが増え、現地社会との接触に苦勞します。いろいろ考えた末、辿り着いたのが安全・安心の基準を現地住民の皮膚の色に置いたのです。アレクサンダー大王のインド亜大陸侵略以前から住民の皮膚の色が階層社会の原点にあったことから、バラモン（階級が一番上の婆羅門- 司祭・学者階級）は、外国侵略者のニーズに合わせ階級制を再整備しました。このような背景があつて、カースト制度は“ヴァルナ”（皮膚の色）とも呼ばれています。

3. カースト制度の組織化に寄与したポルトガルと英国：

16 世紀に入るとポルトガル人が香料を求めてインドにやってきます。ゴア、他 数か所に居を設け 20 世紀まで居座りました。そのポルトガル人がインドの階級制を見てカスター - Casta（閉鎖・世襲的、同じ職種に従事する社会グループ）と名付けたのが、カーストという言葉の起源です。後に英国の植民地政府がこの制度をカースト - Caste とし、インド社会の カースト制度が現在の形に整備されました。

繰り返しますが、カーストを制度化する過程で、外国勢力は直接・間接的に関与してきたのです。最初は、紀元前 4 世紀、インド亜大陸に侵略したアレクサンダー大王の軍隊です。それから 1,800 年経過して、ポルトガル人が、そしてその後にインド亜大陸に橋頭堡を構えた英国の植民者が、現在のカースト制度の構築に大きく寄与したということです。もともと、カーストの仕組みを構築したのはバラモンでしたが、広大な国土と多様な人種・言語・文化・伝統が重なり合うインドでは制度自体に曖昧さが残っていました。このような背景もあつて外国の侵略者が漸次整備を重ね、現在のカースト制度ができあがったと解釈されます。

1700 年代後半、インド亜大陸のほぼ全域を支配下に収めた東インド会社は、植民地経営の効率化をめざし、インドの宗教、カーストなどの出自を含む多岐にわたる国勢調査の検討に入ります。最初の国勢調査が行われたのは、セポイの反乱（1856 - 59 年、大英帝国のインド亜大陸支配に反発したインド人の反乱）が契機となってインドの統治が東インド会社（インド亜大陸の支配を英国政府から委託されていた）から英国政府直轄に移った後の 1871 年です。英国植民地政府がインド人の出自を分類するにあたって、もっとも重視したのは宗教でした。そしてカーストがヒンドゥー教徒と密接な関係にあるとして、ヒンドゥー教徒（後にイスラム教徒や他の宗教に対しても）に限ってカーストの調査も行い、その属するカースト・ジャーティーの名前、グループの人口、分布地域、身体的特徴、言語、

文化などを含め、報告書にまとめました。国勢調査の狙いは何であったのか！円滑な統治の遂行のためです。

他方、インド人は、カースト制度をヴァルナ・ジャーティと呼んでいます。彼らにとってはヴァルナ（皮膚の色）、ジャーティ（数百・数千の職能グループ）と呼んだ方が、自分の立場、相手の立場を理解するために好都合と考えたのではないかと思います。

同時に、20世紀前半、インド独立運動のリーダーになるマハトマ・ガンディーが、インドの内陸部を視察する過程でアンタッチアブル・不可触民の悲惨な境遇を目の当たりにして彼らの地位向上に尽力することになります。ガンディーと彼の後継者；J. ネルー（インドの初代首相）が独立後、内政面で最優先課題に掲げたのがアウト・カースト（アンタッチアブル・不可触民）の地位向上でした。

ここでもう一度、カースト制度（ヴァルナとジャーティ）を総括しますと、カースト制度内に4つの階級が存在し、枠外（アウト・カースト）にもう一つのグループがあります。

カースト制度内の人たち：

- バラモン（婆羅門- 司祭・学者階級）
- クシャトリア（王侯、戦士階級）
- ヴァイシャー（商人・平民階級）
- シュードラ（上記三階級に奉仕する隷属民・農民・職人）

注：かっこ内に記した職業は古代のもので現代に通用するものではありません。

アウト・カースト（枠外）の人たち：

- 指定カースト（Scheduled Caste）と指定部族（Scheduled Tribe）

指定カーストは、4つの階級の人たちが居住する地域の外域に居を構え、古くは汚物の清掃、遺体の処理等に従事した低階層の人たちです。指定部族は文明社会から隔離されたジャングル・山岳地帯等、後進地区に住む人たちの呼称です。

21世紀の今日、バラモン階級の人たちは 司祭・学者の職に特化しているのか、社会の指導層に君臨しているのか、決してそうではありません。バラモンは手を汚す職業を嫌う性癖があるため、製造業で働く機会は多くなかったのですが、手を汚さない IT 産業の台頭で IT 産業に従事するバラモンが増えています。

これに対し、アウト・カースト（指定カーストと指定部族）はどのような分野で活躍しているのでしょうか。ひとつは政治の世界です。第10代大統領（1997 - 2002年）、K.R. ナラヤナン氏は、指定カーストの出身です。大学卒業後、外務省に入省、アメリカ大使、副大統領を経て大統領に就任しました。西ベンガル州のママタ・バナジー首相

(インドの州首相で唯一の女性) も指定カーストの出身者です。

インドは人種・文化・言語のみならず宗教も多様ですが、インドの全人口に占めるヒन्दゥ教徒の割合は 79.8%、政治・社会・経済界においても強力な地盤を築いています。その他にイスラム教徒が 14.2%、キリスト教徒 2.3%、シーク教徒 1.7%、仏教徒 0.7% と続きます。(インド内務省 宗教国勢調査 2011)

カースト制度をインドの人たちはどのように評価しているのでしょうか。インド伝来の慣習・伝統、同族・同業意識を育む手段であるとしてプラス思考で評価する市民が多いと思います。なぜなら、各階級のなかにジャーティと呼ばれる数百・数千のグループ(例：家系、親族組織、商家の同族集団、宗派、各種職能 - 壺づくり、大工、鍛冶屋、職工、染色屋、仕立屋、床屋、産婆、洗濯屋、など)があり、市民生活の拠り所になっているからです。地方から大都市に職を求めて移住するとき彼らが属するジャーティを頼って職を、宿泊先を探す習慣があります。反面、悪事を働いたりするとその噂は出身地にまで伝わり、場合によってはジャーティから放逐されるリスクに直面することもあります。ヴァルナとジャーティが、各グループの運命共同体を形成しているのです。

バラモン、クシャトリア、ヴァイシャ、シュードラ、これら 4 つの階級間での差別ですが、少なくとも大都市で垣間見ることはありません。カースト社会に差別の問題があるとするれば、アウト・カーストに対する一般社会の差別です。指定カースト・指定部族の社会的地位の向上には、インド政府が不退転の決意で取り組んでいますので後述します。

4. 独立後のカースト制度の抜本的改革：

1947 年 8 月 17 日、長い英国支配から解放されてインドは独立を果たします。それから 2 年半、憲法制定委員会で喧々諤々の議論を経てインド憲法が制定され国会で批准(1950 年 1 月)されます。全体で 347 条、世界一長い憲法ですがこの中で、アウト・カーストである“アンタッチャブル・不可触賤民”の呼称を禁止、すべての市民が憲法上平等になりました。現在、アウト・カーストは“指定カースト”、“指定部族”と呼ばれています。

指定カースト・指定部族への差別廃止と彼らの政治・経済・社会参加を促すために、インド政府は独立後、ドラスティックな改革に乗り出します。改革の代表例：国公立大学への入学枠、中央省庁・公的機関の採用枠について述べます。

● 国公立大学への指定カーストと指定部族の入学枠について

指定カーストと指定部族の子弟が国公立大学を目指すとき、彼らに与えられる優先枠が定められています。国立大学と公立大学では比率は異なりますが、難関校：インド工科大学：Indian Institute of Technology（インド全土に23校）は入学生の22.5%が指定カースト（15.0%）と指定部族（7.5%）に確保されています。しかし、過去5年間（2015 - 19年）の平均入学率は、指定カーストと指定部族を合わせ9%に過ぎません。このためインド政府は、マイノリティ・コミュニティの小中高校の教育水準を上げる新たな課題に直面しています。只、中央・地方政府、教育機関そして指定カースト・指定部族の努力が実って、入学者が増えつつあるのは喜ばしいことです。尚、公立大学の受入れ枠は国立大学とくらべると少し下がります。

- **官公庁の入省試験**

官公庁の入省試験でも優先枠が定められています。例えば、外務省の採用はアウト・カースト（指定カーストと指定部族）に49%の枠が与えられています。採用枠が100人であれば49人は指定カーストと指定部族に割り当てられます。その結果、インド政府が海外に派遣する大使にはアウト・カースト出身者が多く見られます。インド外務省OBから聞いた話ですが、「指定カースト・指定部族の子弟が部下に配置されてきたときは彼らのレベルアップに向けていろいろな配慮を施した」ということでした。又、別の外務省OBは、「官僚の昇格時、外部者を招き、被評価者の客観的評価に努め、人事の公正を期した、そのために中国・シンガポール等の外務省における人事評価制度を徹底的に調査したことがある」と話されていました。インドの民主主義の発展度を示す事例です。

- **国営企業の採用**

パーセンテージは定かではありませんが国営企業・公的機関の採用においても一定の採用枠が確保されています。

インド社会では指定カースト、指定部族の子孫が徐々にではありますが活躍する舞台が広がってきました。ヒンドゥー教徒の約15%前後と推定されるアウト・カーストが国公立大学、官公庁の入学・入省で高い優先枠を保障される制度は、**逆差別**であると抗議の声があります。国会議員にもアウト・カーストの枠は認められていますがこちらの方は人口比率に近いため、一般社会の反発は少ないようです。他方、指定カースト・指定部族の間では社会的地位の向上を実現するため自ら政党を創って中央政界に進出する国会議員が増えています。第10代K.R. ナラヤナン大統領に続き、アウト・カースト（指定カースト・指定部族）出身の首相が誕生する日は近いかもしれません。とは言え、いかなる国も完璧ではありません。インド憲法施行から70年が過ぎましたが憲法の前文（Preamble）に謳われた「正義、自由、平等、友愛」がすべての市民に確保されているのか、問題がないわけではありません。差別に対する戦いは今も続いています。

最後に：

カースト制度が色濃く残るインドは、近代化に取り残されたイメージが付きまといますが、インド人は、「世界最古の民主主義国家 アメリカ、世界最大の民主主義国家 インド」と民主主義先進国家としての誇りをもっています。日本人がインドに抱くイメージとインド人が抱くインドのイメージには大きな乖離が見られます。私が日本からインドに赴任して最初に受けた衝撃はインドには「報道の自由、言論の自由」があると感じたことです。勿論、日本にも報道の自由、言論の自由はありますが、インド、アメリカとくらべると残念ながら規制されたものです。

インド政府が取り組んでいる指定カースト・指定部族の社会的地位の向上に向けた施策は日本社会が採用すべき課題として検討に値します。問題は、日本で厳しい差別の対象になっている人たちとはどのような人たちであるかです。

あくまで、個人的な意見とお断りした上で私見を述べさせていただきます。

“被差別部落民”がこのカテゴリーに相当するのではないのでしょうか。その数は100万人強と理解します。アイヌもこのカテゴリーに入るでしょう。それと中国系・朝鮮系・ブラジル系、その他外国系市民も差別の対象に入るかもしれません。日本の総人口：125百万人の内、その数は約300万人、人口比で3%程度です。この他にも差別の対象になっている市民がいると思いますので、差別されている市民の数（インドの指定カースト・指定部族に相当する）は増えるかもしれません。具体的には、インドと同じく、国公立大学の入学枠、官公庁・公的機関・都道府県採用枠の一定割合を彼らに優先的に与えることです。これらの人たちへの差別の撤廃と社会的地位の向上に日本社会が前向きな行動を起こせば日本社会の長期展望と国際社会における日本のステータスにプラスの影響が出てくると考えます。

完

参考文献：

Constitutional Law of India by Durga Das Basu (Prentice Hall)

カーストから現代インドを知るための30章 金 基淑著、明石書店

インドの経済発展とカースト制度 國井哲義

Wikipedia

インド内務省 宗教国勢調査 2011